

# 受託単価規定表

一般社団法人グッジョブおきなわプロジェクト

## 1. 目的

この規定は、一般社団法人グッジョブおきなわプロジェクトが、外部から受託する業務に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

## 2. 受託人件費単価

標準業務受託単価を職務区分に応じ、基準日額および基準時間単価をもって定める。

単価:円(税抜)

種別	基本時間単価		
	講演会、研修講師	公共機関(国)※	公共機関(地方自治体)※
代表理事 喜屋武 裕江	30,000 公教育機関:15,000	8,000	5,000

	基本時給単価	公共事業 単価※
理事	10,000	4,000
マネージャー	8,000	3,000
チーフ	7,000	2,500
一般職 コーディネータ オペレーター	5,000	2,000

## 3. 附則

平成27年8月16日:制定

令和 3年7月16日:改定

令和 5年2月28日:改定

※公共機関からの受託業務等に係る人件費単価規定

第1条 [目的]この規定は、弊法人が公共機関から受託し、又は請け負う業務[以下「受託等事業」という]の実施に必要な経費の見積りに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 [労務費]受託等事業の実施に必要な経費の見積りは、この規定に定める基準を上限に計算するものとする。ただし、当該受託等事業を受託又は発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

第3条 [その他の経費]労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される、実費により計算する。

第4条 [協議]この規定で定められていない事項については、協議を行い理事会の承認により 定める。

第5条 [制定・改廃]この規定の制定。改廃は、理事会の承認によるものとする。